

阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既設の住宅等の大雨による浸水被害を防止するため、住宅等のかさ上げ工事を行う者に対し補助金を交付することにより、災害に対する住宅等の衛生及び安全性の増進を図り、もって町民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 町内に住所を有する者で、過去10年において浸水の被害を被った区域の住宅等又は浸水の恐れがあると町長が認めた区域の住宅等で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 既設の専用住宅（住宅部分の床面積が30平方メートル以上の併用住宅を含む。）で水防の目的でかさ上げをしようとする者であること。
- (2) 町税及び国保税を完納している者であること。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、既設の住宅等の基礎の部分を30センチメートル以上かさ上げする工事（併せて当該住宅等の敷地に盛土をする場合を含む。）又は住宅等の敷地に30センチメートル以上盛土をして地盤の高さを上げる工事（併せて基礎の部分をかさ上げする場合を含む。）で、次に掲げる要件に該当するもの。

- (1) 住宅を解体してこれらの工事を行う場合は、当該住宅の復旧又は改築については、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認を受けることができるものであること。
- (2) これらの工事により当該住宅の隣接への土砂又は水の流出の恐れのないものであること。
- (3) これらの工事により当該住宅の大雨による浸水被害を防止できるものであること。

2 前項に規定する補助対象工事は、補助内定の通知を受けた年度内に完了するものでなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事（5万円未満の工事は除く。）に要する費用の30パーセントに相当する額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、100万円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1-1）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金の変更申請)

第6条 前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更申請書(様式第1-2)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第7条 町長は、第5条の申請書を受理したときは、速やかに現地確認調書(様式第2)を作成し、その内容を審査するものとする。

2 前項の審査の結果、申請の内容を適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を補助金内定通知書(様式第3-1)又は補助金変更内定通知書(様式第3-2)により申請者に通知するものとする。

(審査委員会)

第8条 町長は、第5条に基づく補助金交付申請について、必要な事項を審査させるため、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、副町長、各部長により組織する。

(完了届)

第9条 第7条の通知を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は当該年度の末月25日までのいずれか早い日までに、完了届(様式第4)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 町長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに完了検査を行い、完了検査調書(様式第5)を作成するものとする。

2 前項の検査の結果に合格したときは、補助金の額を決定し、その旨を補助金確定通知書(様式第6)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 申請者は、前条の通知を受けたときは、補助金支払請求書(様式第7)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に定める条件に違反したとき。
- (2) 補助対象工事の施行を取りやめしたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(4) 上記の外、申請者の責によると認められる重大な過失等があるとき。

(適用除外)

第13条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助を受けた住宅等については、再び補助金の交付を申請することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

別表1

事業計画書

住宅の状況	所在地	阿久比町			
	住宅の構造等	木造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造			
		その他			
		専用住宅・併用住宅			
	平屋建て・二階建て以上				
	建築した時期	(和暦)	年頃		
	住宅の種別	持家・借家			
	敷地	所有地	面積		m ²
		借地			
住宅の面積	区分	現況	工事後		
	建築面積	m ²	m ²		
	住宅部分の床面積	m ²	m ²		
補助対象工事の内容	かさ上げ	基礎を上げる高さ	cm		
	盛土	盛土をする高さ	cm		
		盛土をする面積	m ²		
補助対象工事に要する経費の内訳	費用区分	金額			
	基礎設置工事	円			
	盛土工事	円			
	擁壁工事	円			
	排水工事	円			
	仮設工事	円			
	諸経費	円			
	その他	円			
	合計	円			
工期	着手予定年月日	年	月	日	
	完了予定年月日	年	月	日	

別表2

変 更 事 業 計 画 書

住宅の状況	所在地	阿久比町		
	住宅の構造等	木造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造		
		その他		
		専用住宅・併用住宅		
	平屋建て・二階建て以上			
	建築した時期	(和暦)	年頃	
	住宅の種別	持家・借家		
	敷地	所有地	面積	
借地				
住宅の面積	区分	現況	工事後	
	建築面積	m ²	m ²	
	住宅部分の床面積	m ²	m ²	
補助対象工事の内容	区分	変更前	変更後	
	かさ上げ	基礎を上げる高さ	cm	cm
	盛土	盛土をする高さ	cm	cm
盛土をする面積		m ²	m ²	
補助対象工事に要する経費の内訳	費用区分	変更前	変更後	
	基礎設置工事	円	円	
	盛土工事	円	円	
	擁壁工事	円	円	
	排水工事	円	円	
	仮設工事	円	円	
	諸経費	円	円	
	その他	円	円	
合計	円	円		
工期	着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	年 月 日	

様式第 1 - 1 (第 5 条関係)

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

(電話 ー)

住宅等かさ上げ工事費補助金交付申請書

阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 事業計画書 (別表 1)
- (2) 案内図
- (3) 配置図 (敷地平面図、敷地断面図)
- (4) 工事の現場写真
- (5) 工事見積書 (補助対象部分のみ) の写し
- (6) 建築確認通知書の写し
- (7) 借地の場合は貸主の工事承諾書
- (8) その他特に町長が必要とする書類

様式第 1 - 2 (第 6 条関係)

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

(電話 ー)

住宅等かさ上げ工事費補助金変更交付申請書

阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第 5 条の規定により、
年 月 日付けで申請したこのことについて工事の内容を変更したい
ので、同補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

- (1) 変更事業計画書 (別表 2)
- (2) 見積書

様式第2(第7条関係)

住宅等かさ上げ工事現地確認調書

申請者	住所				
	氏名				
補助対象工事場所	阿久比町				
土地の所有区分	所有地・借地				
住宅等の種類	専用住宅・併用住宅				
敷地面積	m ²				
床面積	m ²				
補助対象工事の内容	<input type="checkbox"/>	住宅等の基礎の部分をかさ上げする工事。			
	<input type="checkbox"/>	住宅等の基礎の部分をかさ上げする工事と併せて当該住宅の敷地を盛土する工事。			
	<input type="checkbox"/>	住宅等の敷地を盛土して地盤の高さを上げる工事。			
	<input type="checkbox"/>	住宅等の敷地を盛土して地盤の高さを上げる工事と併せて基礎の部分をかさ上げする工事。			
補助対象工事	建物基礎	H=	cm		
	盛土	H=	cm	A=	m ²
	擁壁	構造			
		H=	cm	L=	cm
調査結果	排水	構造			
		L=	cm		
	調査職員 職氏名				
意見					
	納税状況 <small>(完納・未納・滞納)</small>	町税 ()	国保税 ()	確認 年月日	年月日
備考					

様式第3-1（第7条関係）

住宅等かさ上げ工事費補助金内定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県知多郡阿久比町長

年 月 日付けで申請がありました阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金については、下記のとおり交付することが内定したので、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助内定額 金 円
- 2 補助対象工事場所 阿久比町

様式第3-2（第7条関係）

住宅等かさ上げ工事費補助金変更内定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県知多郡阿久比町長

年 月 日付けで変更申請がありました阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金については、下記のとおり交付することが内定したので、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助内定額

(1)既補助内定額	金	円
(2)補助内定変更額	金	円
(3)変更後補助内定額	金	円

2 補助対象工事場所 阿久比町

様式第4（第9条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者 住所

氏名

（電話 ー ）

住宅等かさ上げ工事完了届

工事が完了したので、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 補助対象工事場所 阿久比町

2 補助対象工事の内容

3 工期

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 領収書（金額が見積書と相違する場合は明細書添付のこと）
- (2) 工事施工中の写真
- (3) 補助金内定通知書の写し

様式第5(第10条関係)

住宅等かさ上げ工事完了検査調書

町長	副町長	部長	部長	部長	部長	会計管理者	公印
							/ /

阿久比町長 殿

課長	課長補佐	係長	主査	係

年 月 日

課長

検査員

検査の結果については、下記のとおりです。決裁後、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、別添のとおり補助金確定通知書により申請者に通知してよろしいか。

申請者	住所 氏名				
補助対象工事場所	阿久比町				
工事の概要	建物基礎	H=	cm		
	盛土	H=	cm	A=	m ²
	擁壁	構造			
		H=	cm	L=	cm
排水	構造				
	L=	cm			
工事着手 年月日		年 月 日	完了年月日	年 月 日	
			完了届	年 月 日	
			検査年月日	年 月 日	
申請(変更申請)に伴う補助対象工事に要する経費	建物基礎	円	実際に補助対象工事に要した経費	建物基礎	円
	盛土工事	円		盛土工事	円
	擁壁工事	円		擁壁工事	円
	排水工事	円		排水工事	円
	仮設工事	円		仮設工事	円
	諸経費	円		諸経費	円
	その他	円		その他	円
	合計	円		合計	円
検査結果	(判定) (意見)				

様式第6（第10条関係）

住宅等かさ上げ工事費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県知多郡阿久比町長

年 月 日付けで申請がありました阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金については、下記のとおり交付することが確定しましたので、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助確定額 金 円
- 2 補助対象工事場所 阿久比町

様式第7（第11条関係）

補助金支払請求書

年 月 日

阿久比町長 殿

住所
氏名

下記のとおり請求します。

記

金 円

但し、阿久比町住宅等かさ上げ工事費補助金

振込先金融機関	種類	口座番号	口座名義
			フリガナ

添付書類 補助金確定通知書の写し